

# 定例公安委員会開催状況

令和元年6月13日（木）

## 夏期における水難・山岳遭難の防止について（地域部）

地域部長から、

平成30年中の水難の発生状況

夏期（7～8月） 発生36件、水難者45人、うち死亡が23人  
年間 発生63件、水難者74人、うち死亡が33人

昨年の夏期における水難の特徴については、

- 海での発生が8割を占める。
- 水難者のうち、死者・行方不明者が半数を超える。

水難防止対策として、

- 臨時警備派出所の設置及び警備艇による警戒活動
- 関係機関と連携したパトロール
- 自治体、関係機関との合同水難救助訓練
- 広報・啓発活動（県警ホームページ「水難情報」、ロビーコンサートでの広報）

等を行っていく。

平成30年中の山岳遭難の発生状況

夏期（7～8月） 発生68件、遭難者75人、うち死亡が3人  
年間 発生が123件、遭難者146人、うち死亡が10人

特に富士山では

夏期 発生51件、遭難者58人、うち死亡2人、重傷が9人

昨年の夏期における山岳遭難の特徴については、

- 年間発生数の半数以上が夏期の2か月間に集中している。
- 富士山での発生が4分の3を占める。

山岳遭難防止対策として、

- 富士山山頂付近での常駐警備
- 富士山須走口・富士宮口での臨時警備派出所の設置
- 南アルプス樺島（さわらじま）ロッジでの常駐警備
- 広報・啓発活動
  - ・ 県警ホームページ「山岳情報」、ロビーコンサートでの広報
  - ・ 富士山ガイド等、県外での啓発活動
  - ・ ユーチューブ「静岡県警察公式チャンネル」で救助状況を公開

等を行っていく。

旨の報告を受けた。

◇ 委員から、「臨時警備派出所の主な役割は。」との質問があり、地域部長が「富士山の警備派出所では、登山者への登山指導や急病人の救助活動、海水浴場の警備派出所では水難防止のほか犯罪に対する警戒活動等を行っている。」旨説明した。

## 静岡県暴力団排除条例の改正に伴う広報啓発活動の展開について（刑事部）

刑事部長から、

本年8月1日施行予定の改正静岡県暴力団排除条例の概要については、

県内5市6か所の繁華街を「暴力団排除特別強化地域」に指定し、強化地域内で飲食店、風俗店などを営む特定事業者と暴力団の双方に対して、みかじめ料や用心棒料の授受等に関する罰則規定（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を設け、取締りを強化することにより暴力団の資金源を遮断し、弱体化を図る。

こととしたものである。

広報啓発活動の計画については、

県下の暴力団排除特別強化地域において、暴力団排除ローラー等の広報啓発活動を順次実施するとともに、行政及び職域暴力追放協議会等に対して説明を実施し、改正条例について浸透を図る。

こととする。

現在まで実施した広報啓発活動については、

- ・ 富士駅周辺繁華街において改正条例の広報啓発を兼ねた暴力団排除ローラー
- ・ 臨時富士市暴力団追放推進協議会において、富士市長ほか関係団体の代表者等に対し、条例改正について説明
- ・ 静岡市駿河区南町内の特定事業者約130店舗を訪問し、署員等がパンフレット等を配布

を実施した。

その他、関係団体への広報活動として、

- ・ 静岡県飲食業生活衛生同業組合理事会、静岡県社交飲食業生活衛生同業組合総会において説明を実施
- ・ 静岡県防犯協会が実施する風適法管理者講習（富士市、静岡市、浜松市）に参加し、受講者に説明を実施

している。

旨の報告を受けた。